

国民年金保険料を支払える 場所が増えました

平成25年11月より、「MMK設置店」の表示がされているコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパー、病院内売店等において新たに国民年金保険料の支払いをすることができるようになりました。

MMK設置店は、下記ホームページで確認できます。

<http://www.shinkin-sis.co.jp/mmkmklst.html>

* MMK設置店における取扱いは、コンビニエンスストアと同様の取扱いとなります。

【問い合わせ先】

松江年金事務所 国民年金課
電話：0852-23-9542



▲「蓮華会舞」重要無形民俗文化財

島根県公立学校 臨時的任用教員等募集!

UIターン者を対象にした平成26年4月以降採用の臨時的任用教員等を募集しています。

詳しくは下記ホームページにてご確認ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiku/uiturn.html>

●出願締め切り：平成26年1月7日（火）

●お問い合わせ先：島根県教育庁

義務教育課企画人事グループ

0852-22-5422

高校教育課企画人事グループ

0852-22-5411

ミツバチの飼育は、届出が必要です！

○ 平成25年に養蜂振興法が改正され、趣味でミツバチを飼育する場合でも飼育届の提出が必要となりました。特産市や百円市などに出荷している方も提出が必要です。

該当の方は、

**平成26年1月20日（月）までに
役場農業振興課へご提出ください。**

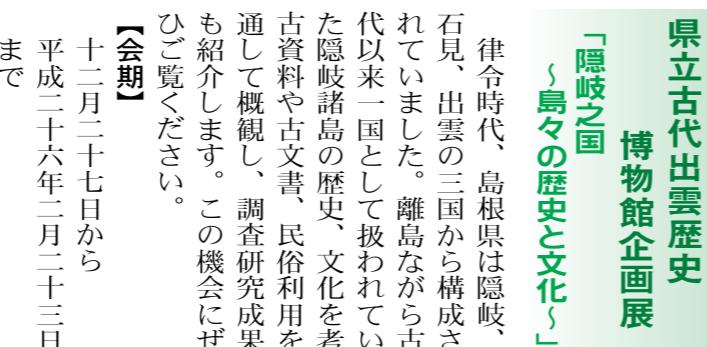
- ・ミツバチ飼育者は、適切な管理に努めることも定められています。
- ・飼育届用紙は、役場農業振興課の窓口で入手できます。

詳しい内容は、

島根県農畜産振興課 酪農・養鶏・養豚振興グループ 電話：0852-22-5135

役場農業振興課 農業生産グループ
有線：31-5286 電話：54-2513

へお問い合わせ下さい。



福祉・介護の仕事 就職・転職フェア 開催

福祉職場への就職を希望している方・福祉職場に関心のある方を対象に、福祉サービス事業所の採用担当者による面接相談など就職に関する相談、情報提供を行います。

申込み不要・参加費無料・服装自由・入退場自由！お気軽にご参加ください！

●開催日時：平成26年2月2日（日）

12:30～16:30

●場 所：松江市 くにびきメッセ
(多目的ホール)

●お問い合わせ先：

社会福祉法人島根県社会福祉協議会
(島根県福祉人材センター)

TEL.0852-32-5957

<http://www.shimane-fjc.com/>

除雪作業にご協力を！



今年も積雪の時期になりました。積雪の状況によって除雪をします。
作業が順調に進むよう、次のことについてご協力をお願いいたします。

- ① 自動車の路上駐車や放置はやめてください。
- ② 道路の路肩の資材などは事前に移動しておいてください。
- ③ 積雪で立木などが道路へ垂れ下がる場合には、事前に伐採をお願いします。
- ④ *除雪に支障がある場合には取り除くことがあります。
- ⑤ 流雪溝のフタを取り雪捨てをした後は、すぐにフタを元通りにしてください。
- ※ 除雪は状況により、主要幹線道路(国道・県道・バス路線など)を優先に早朝から始めます。

（お問い合わせ先）

雲南県土整備事務所

仁多土木事業所

TEL 54-1251

奥出雲町役場

建設課

TEL 52-2675

こんにちは
保健師です

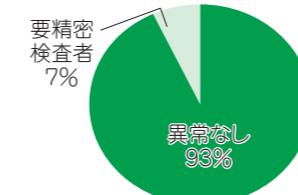
がん検診は自覚がないからこそ、 受けるものです！



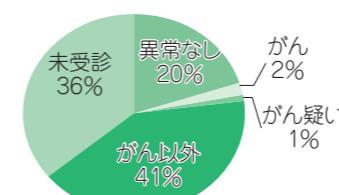
「健康だから大丈夫」「自覚する症状がないから」と、安心していませんか。

「がん」の初期にはほとんど症状がなく、気づいたときには進行していることが多いです。だから、「健康なとき」こそ、検診を受けることが大事です。

H24年度 がん検診結果



H24年度 がん検診要精密検査者の 精密検査受診状況



～精密検査を受けましょう～

がん検診を受診しても、「精密検査が必要」と言われたのに、精密検査を受けずに放置している人がH24年度では約3分の1見られます。精密検査を受けて、がんであった場合には、速やかな治療をすること、また、がんでなかった方は引き続き、がん検診を定期的に受診することが大切です。

精密検査が必要と判断された方の多くは異常なしやがん以外の病気ですが、がんが発見される方がいることも事実です。放置していると、「がん」は進行していきます。精密検査が必要とされた方は、速やかに精密検査を受けられることをお勧めします。

財団法人 がん研究振興財団

- 1条：たばこは吸わない
- 2条：他人のたばこの煙をできるだけ避ける
- 3条：お酒はほどほどに
- 4条：バランスのとれた食生活を
- 5条：塩辛い食品は控えめ
- 6条：野菜や果物は豊富に
- 7条：適度に運動
- 8条：適切な体重維持
- 9条：ウイルスや細菌の感染予防と治療
- 10条：定期的ながん検診
- 11条：身体の異常に気がついたら、すぐ受診を
- 12条：正しい情報でがんを知ることから

【お問い合わせ先】役場 健康づくり推進室 電話：54-2781 有線：31-5784